

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目18番地

マミヤ・オーピー 株式会社

代表取締役社長 鈴木 聡

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
テラススクエア3階「プレミアムガーデン」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内
図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mamiya-op.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mamiya-op.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油価格の下落や各種政策の効果もあり、企業部門に改善がみられるなど緩やかな回復基調で幕を開け、国内における個人消費及び設備投資や輸出・生産の底堅さに支えられ企業業績が総じて改善する中で、堅調に推移してまいりました。今後につきましても、このところ一部に弱さがみられるとはいえ、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府の経済・金融政策の効果も併せ、景気の緩やかな回復基調の継続が期待されております。

しかし一方では、米国金融政策の正常化が進むなかで中国を始めとするアジア新興国等における景気下振れや、資源国での原油価格下落等を背景とした海外経済の不確実性の高まり等により、景気の先行きには不透明さが残り、金融資本市場の変動に留意する必要がある状況となっております。

このような経済環境の下で当社グループは、メーカーの原点である「技術と品質」「スピードと革新性」を見つめつつ、マーケットインを掲げ所として真摯な「ものづくり」に取り組むことにより、お客様と会社の繁栄を実現することを経営理念として掲げております。

当社グループは、このような経営理念のもと、当社を取り巻く市場そして自らの有する経営資源を改めて精査し、高品質と低コストを兼ね備えた製品を武器としてお客様と深く良質な関係性を構築することで、お客様にとっての最適解を見出し、顧客価値を創造していくこと、そして迅速な意思決定により絶え間なく変化する市場環境に柔軟に対応できる体制を整備すると共に、機動的な事業展開により電子機器、スポーツ用品に続く第三の柱となるべき事業を確立することを喫緊の課題として、中長期的展望の下で持続的かつ安定的な成長による企業価値向上のため、以下のような諸施策に粘り強く取り組んでまいりました。

【電子機器事業】

- ① マミヤビルディングに中核部門を集約したことによる連携強化により生み出された部門横断的な企画・提案力を武器とし、市場との対話を通じて顧客ニーズを満たす新製品を企画開発する体制を構築することでパチンコ関連マーケットにおける競争力のさらなる強化を図ると共に、電子部品ビジネスの拡大を含む、新規事業の展開を視野に入れた戦略的マーケティングを担うべき体制整備の取り組みを進めております。
- ② 電子機器事業における自社ブランド新製品の本格的市場展開に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。
 - イ) マイナンバーカード対応非接触ICカードリーダー/ライタが地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による適合性検証により、公的個人認証サービスに対応可能であることが実証されたことを受け、顧客先における試験運用の実施、引き合いへの対応を含む新規顧客の開拓等を進めました。
 - ロ) 自律走行システム「I-GINS」のゴルフ場における実運用テスト並びに特定顧客に対する試験販売を実施いたしました。
 - ハ) お客様のご要望を実現した、小型でありながら高機能な券売機「Operal（オペラル）VMT-500」の積極的な市場展開を図りました。
 - ニ) 「自治体総合フェア2015」への出展により、ICカードリーダー/ライタをはじめとする、当社新製品の積極的なプロモーション活動を推進いたしました。
- ③ 電子機器製品製造におけるコアコンピタンスである卓越した品質と短納期・ローコストの両立を維持強化すべく、専門家の指導を踏まえた品質管理体制強化と製造コスト削減の取り組みを徹底すると共に、採算性の低い取引の見直しを着実に進める等、利益率向上のための施策を貪欲に推進してまいりました。

【スポーツ事業】

- ① キャスコ独自の発想に基づくオーダーメイドグローブデータの作成が可能な「グローブ測定器」による測定フェアやキャスコブランドクラブの試打会を、全国各地で開催する等のプロモーション活動を推進するとともに、製造コスト上昇を踏まえた製品の改廃を進める等、収益体質の確立に向けた取り組みを進めてまいりました。
- ② シャフト事業におきましては、Golf Datatechのマーケット調査によると米国における2015年のシャフト市場全体が9月時点の累計において前年同月累計と比較し縮小が見られるなか、USTMamiyaは当該マーケットにおける販売本数の増加及びマーケットシェアの拡大を果たす一方、グローバルマーケットにおける過酷なシェア獲得競争での勝ち残りを賭け、品質・コスト

の両面から顧客の要望を満たしうる生産体制を確立するべく、バングラデシュ工場において、製造設備の更新、温度湿度を含む工場内環境の厳格な管理、等を着実に進めると共に、製造工程合理化による人員削減等による利益率の向上等を徹底してまいりました。

このような取り組みにより売上こそ減少したものの、原価低減等によるコスト削減の効果もあり利益面では一定の水準を維持することができました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、180億32百万円（前期比14.7%減）、営業利益は12億73百万円（前期比16.9%増）、経常利益は12億90百万円（前期比7.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億42百万円（前期比6.6%増）となりました。

（電子機器事業セグメント）

当連結会計年度における遊技関連市場は、日本生産性本部「レジャー白書2015」によると、2014年のパチンコ参加人口が1,000万人台に回復したものの、市場規模（遊技場の売上高）は引き続き縮小傾向が見られます。また、警察庁生活安全局保安課発表「平成27年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」（平成27年12月末現在）によると、遊技場の営業店舗数並びに遊技機総台数も昨年末時点と比較し減少基調であり、他方、全日遊連による各都府県方面遊協の組合員数調査（平成27年12月末現在）では、廃業店舗数が増加基調であるなど、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下で電子機器事業セグメントは、射幸性の高い遊技機に対する自主規制の強化及び検定機と性能の異なるぱちんこ遊技機が存在が明らかになったこと（いわゆる「遊技くぎ問題」）に端を発する、該当する型式の遊技機全台撤去を含む業界全体としての対応方針に関する不透明感が広がったこと等により新規設備投資案件が減少したあおりを受け、当社OEM製品の売上も弱含みで推移いたしました。このような市場環境の中でも、当連結会計年度末にかけ、堅調な電子部品販売に加え、伊勢志摩サミット開催に伴う遊技機の入替自粛を視野に入れた、パチンコホールの新規設備投資前倒しによって、ゴールデンウィーク商戦が期中に繰り上がったことを支えとして巻き返しを図ったものの、第3四半期までの売上減少を補うことはできませんでした。

しかしながら、当連結会計年度を通じて取り組んでまいりました製造原価低減等によるコスト削減並びに低採算取引の見直し等による利益率の改善等により、利益面は一定の成果を維持することができました。

この結果、電子機器事業セグメントの売上高は113億80百万円（前期比23.6%減）、営業利益は14億37百万円（前期比14.1%増）となりました。
（スポーツ事業セグメント）

当連結会計年度におけるゴルフ関連市場は、国内のゴルフ場来場者数及びゴ

ゴルフ場収益は回復傾向となっているものの、少子高齢化社会の進展によるゴルフ対象年齢層の人口減少は続いております。一方、矢野経済研究所「YPSゴルフデータ2015年間累計販売実績（2015年1月から10月累計）」によると、調査対象となったゴルフ用品において、為替変動（円安）による原材料価格の上昇等を反映し、前年と比較して平均実売価格が上昇傾向にあり、小売り段階における過剰な価格競争こそ一服感が見られるものの、販売数量自体は減少傾向であることから、これが必ずしも利益向上にはつながらない厳しい事業環境が続いております。

また、海外市場におきましても、米国においては景気全体の回復基調を支えに、ゴルフ市場にも回復の兆しが見られるものの、中国をはじめとする新興国景気の減速等による不安定要素が増していること等もあり、全体として引き続き苦戦を強いられております。

このような状況の下でスポーツ事業セグメントは、キャスコの国内市場においては、平成28年2月に販売を開始したゴルフボール新製品「KIRALINE（キラライン）」並びにゴルフウェア等を含めたその他のゴルフ用品の販売が好調であり、当連結会計年度中に発売した「DOLPHIN IRON（ドルフィンアイアン）」等のクラブ販売において、前年度に販売好調であった「Power Tornado（パワートルネード）8」クラブ等の販売を上回ることこそできなかったものの、国内販売においては堅調な売上げを維持いたしました。

また、キャスコの海外事業につきましては、中国市場の景気減速等の影響があったものの、韓国市場におけるユーティリティクラブの販売好調の影響により、同様に堅調な売り上げを維持することができました。

他方、海外におけるカーボンシャフト事業に関しては、「Recoil（リコイル）」及び「Elements（エレメンツ）」シリーズシャフトに対する市場での高い評価は維持されているものの、生産拠点であるバングラデシュの現地労働者に対する最低賃金の引き上げ及び同国内の長期にわたる政情不安等により、事業環境は依然として厳しい状況です。

以上の通り、売上につきましては堅調な実績を維持しているものの、販売価格上昇による販売数量の減少傾向が見られるなど、市場環境が思わしくない中で、利益面については依然として厳しい状況が続いております。

この結果、スポーツ事業セグメントの売上高は64億76百万円（前期比5.9%増）、営業損失は2億73百万円（前期は2億72百万円の営業損失）となりました。

（注）上記2セグメントの他、不動産賃貸料収入等として、売上高2億3百万円、営業利益1億9百万円がございます。

(剰余金の配当について)

当社は、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、自己資本の充実により事業経営に係るリスクを適切に管理することにより、経営の基本方針の一つである「利益ある成長」を実現するとともに、株主の皆様には、安定的かつ継続的な剰余金の配当により、利益還元を実施していくことを、利益配分の基本方針としております。

当事業年度の配当につきましても、売上及び最終利益が当初の見込みを下回るなど厳しい経営環境が続いているものの、上記方針に基づき、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を維持するため、第74回定時株主総会において株主の皆様のご賛同が得られましたら、1株当たり5円の期末配当（年間配当も同じ）を実施する予定であります。

また、本定時株主総会において付議いたします定款変更議案に対し株主の皆様にご賛同いただきましたなら、取締役会決議による自己の株式の取得に係る規定を設け経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充を図ると共に、単元未満株式の買増しに係る規定を設け株主の皆様の便宜を図ることで、株主価値のさらなる向上を実現してまいります。

・企業集団の事業セグメント別の売上高の状況

(単位：百万円)

| 項目 | 第 73 期 | | 第 74 期 | | 対前期比 増減率 |
|--------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|-------------|
| | (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) | | (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) | | |
| | 金額 | 構成比率 | 金額 | 構成比率 | |
| 電子機器事業 | 14,892 | 70.4% | 11,380 | 63.0% | △23.6% |
| スポーツ事業 | 6,117 | 28.9 | 6,476 | 35.9 | 5.9 |
| その他 | 147 | 0.7 | 203 | 1.1 | 38.2 |
| 合計 | 21,158 | 100.0 | 18,060 | 100.0 | △14.6 |

(注) 上記「その他」欄は、不動産賃貸事業による不動産賃貸料収入等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億33百万円であり、その主なものは平成28年4月5日に取得した不動産（埼玉県飯能市）の手付金、電子機器製造設備、ゴルフシャフト生産設備及び賃貸不動産等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社は、株式会社りそな銀行を幹事とするシンジケートローン契約による総額9億円の協調融資を受けております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年9月29日付でジャパンネットワークシステム株式会社の株式2,100株を金210,000千円で追加取得した結果、同社の株式6,800株（平成28年3月末現在における同社の発行済株式総数の約24.7%）を所有することとなったため、同社を持分法の適用範囲に含めております。

なお、上記により、当社は同社の議決権の約28.6%を有することから、当社が所有する当社株式は、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しておりません。

(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第71期 (平成25年3月期) | 第72期 (平成26年3月期) | 第73期 (平成27年3月期) | 第74期(当期) (平成28年3月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 21,720 | 22,973 | 21,139 | 18,032 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 3,275 | 3,123 | 1,199 | 1,290 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 1,952 | 1,774 | 509 | 542 |
| 1株当たり当期純利益 (円・銭) | 20.94 | 19.02 | 5.46 | 5.83 |
| 総 資 産 (百万円) | 24,142 | 26,038 | 28,211 | 25,568 |
| 純 資 産 (百万円) | 12,772 | 14,201 | 14,535 | 14,665 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度(第74期)の詳細につきましては、前記「(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過および成果」(3頁～7頁)に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第71期 (平成25年3月期) | 第72期 (平成26年3月期) | 第73期 (平成27年3月期) | 第74期(当期) (平成28年3月期) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 15,114 | 15,591 | 13,799 | 10,318 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,384 | 2,373 | 1,270 | 1,165 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,381 | 1,531 | 619 | 786 |
| 1株当たり当期純利益 (円・銭) | 14.81 | 16.41 | 6.64 | 8.41 |
| 総 資 産 (百万円) | 17,982 | 19,040 | 20,690 | 20,147 |
| 純 資 産 (百万円) | 10,700 | 11,778 | 12,053 | 12,360 |

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社データ・アートであり、同社は当社の株式を46,347,000株（議決権比率50.8%）保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------------|----------------|-----------------------|----------------------------|
| マミヤ・オーピー・ネクオス株式会社 | 百万円 100 | % 100.0 | パチンコ関連機器等の開発 製造販売 |
| エフ・エス株式会社 | 百万円 50 | % 100.0 | 遊技場向けシステム関連事 業、小型券売機の販売 |
| キャスコ株式会社 | 百万円 100 | % 96.2 | ゴルフ用品の開発製造販売 |
| 株式会社ネクオス | 百万円 1 | % 100.0 | 不動産貸借、管理 |
| ユナイテッドスポーツテクノロジー・ホールディングス Inc. | 米ドル 1,000 | % 100.0 | ゴルフ用品の製造販売 |
| ユーエスティ・マミヤ Inc. | 千米ドル 12,991 | % 100.0 (100.0) | ゴルフ用品の製造販売 |
| マミヤ・オーピー（バングラデシュ）Ltd. | 千タカ 111,937 | % 100.0 (100.0) | ゴルフ用品の製造 |

- (注) 1. 上記「当社の議決権比率」欄において、子会社の議決権のうち当社の他の子会社が所有するもの（以下、「間接所有の議決権」という。）がある場合、当該子会社の議決権の総数に対する当社所有および間接所有の議決権の合計の比率を記載すると共に、間接所有の議決権の合計の比率を（ ）内に内数として示しております。
2. 当社は持株会社であるユナイテッドスポーツテクノロジー・ホールディングスInc.以外の全ての重要な子会社と取引関係があります。
3. 当社は、連結対象子会社を「重要な子会社」としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

(電子機器事業セグメント)

当社主力事業である電子機器事業セグメントにおける遊技機関連市場の動向は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過および成果」にも記載いたしました通り、市場規模の縮小と遊技場事業者数の減少に加え、ぱちんこ遊技機等に対する規制強化の影響を受けた新規設備投資案件数の低迷等により、依然として熾烈な競争が繰り広げられております。

このような事業環境の下、特定の取引先への過度の依存は少しずつ是正してまいりましたものの、当連結会計年度においても射幸性の高い遊技機に対する規制強化をはじめとする当社OEM事業に係る外的要因により当社グループの業績が大きく左右されることが、当社グループの事業における最大の対処すべき課題であるとの基本的な認識に変化はございません。

このような事業構造に根ざす最大の課題を克服し、遊技関連マーケットにおける確固たる地位を維持しつつも、業界動向等の影響を受けない独自の事業計画の立案遂行による持続的な成長を可能とする、多極的な事業構造を確立すべく、以下に掲げるような取り組みにより、一層の企業価値向上を図ってまいります。

【製造・物流業務の新拠点への集約】

熾烈な競争に勝ち残り得る低価格かつ高品質な製品を短納期で供給することを通じて獲得してまいりましたOEM先顧客との信頼関係を基礎として醸成された、洗練された「ものづくり」システムをさらに磨き上げることで品質の一層の向上を実現いたします。さらには、本年4月に取得いたしました埼玉県飯能市の事業所に、本年9月を目途として、マミヤ・オーピー・ネクオス(株)の製造・物流拠点を集約し、これら業務の効率化及びコスト削減並びに品質向上をさらに徹底すると共に、独自技術による新製品の量産に対応し得る体制を確立することで、マーケットインを重視するマーケティング活動を支え、事業競争力の強化を図ってまいります。

【自社ブランド製品の開発力強化】

当社独自の技術を用いた自社ブランド製品の開発において、顧客ニーズを満たすマーケット志向の新製品を迅速かつ継続的に開発すべく、以下のような取り組みを積極的に推進してまいります。

①液晶タッチパネル式小型券売機につき、顧客が求める幅広い用途への展開

を、開発資源の集中による、さらなる高機能化によって速やかに実現し、当社券売機ビジネスの飛躍への端緒とします。

②自律走行システム「I-GINS」につきましては、平成29年3月期中の本格的な市場投入を視野に入れつつ、将来の多用途展開を可能とする開発体制の構築を進めてまいります。

③ICカード関連機器につきましては、企画・営業、開発、工場の3部門が緊密に連携し、短納期・低コストそして高品質といった、顧客からの厳しい要求を満たすことができる体制を構築し、競合他社多数の中で、一定のシェア確保を図ります。

【マーケティングの強化】

とりわけ独自技術による自社ブランド製品のマーケティングにおいては、徹底したマーケットインのスタンスの下、マミヤビルディングに集約した各部門の有機的連携による部門横断的な企画力及び提案力を最大限に発揮し、すべての局面において、戦略的思考に基づく事業展開を推進してまいります。

①小型券売機「Operal」につきましては、販売総代理店である子会社エフ・エス㈱とメーカーである当社の各部門との連携強化がもたらした新たな視点による、臨機応変で柔軟なマーケティング展開によって、「マミヤ」ブランドが有する信頼性を基盤とする「Operal」ブランドを確立すると共に、新たに設置した券売機販促チームを中心として、開発中の新機種を含む高機能小型券売機を、大口法人をはじめとする、あらゆる顧客をターゲットとして売り捌くことで、当社券売機ビジネスの飛躍的拡大を図ります。

②「I-GINS」につきましては、主戦場であるゴルフ場に浸透するための諸施策を強化すると共に、ゴルフ場以外の市場への水平展開を視野に入れた新規開発を急ぎます。

③ICカード関連機器につきましては、市場ニーズを迅速的確にとらえた製品開発力を武器として顧客層を拡大・深耕することで、厳しい競争における勝ち残りを図ってまいります。

④電子部品ビジネスを、各種セキュリティ分野等に展開することで、事業領域のさらなる拡大と収益構造の安定化を図ります。

(スポーツ事業セグメント)

スポーツ事業セグメントにおける市場であるゴルフ用品業界におきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況①事業の経過および成果」にも記載いたしましたとおり、国内市場におきましては、原材料価格上

昇の転嫁等の影響による実売価格の上昇が販売数量の減少をもたらし、また海外市場におきましても、競合他社との価格競争、海外の生産拠点における人件費上昇等による原価の上昇、そして中国を始めとする新興国等の景気後退等の影響もあり、国内外共に厳しい事業環境が今後も続くものと思われま

す。このような事業環境の下で、当社グループのスポーツ事業セグメントにおきましては、ワールドワイドに事業を展開するグループ各社がゴルフ用品業界における利益の極大化を目指し、統一された事業戦略の下で、グローバルマーケットにおける熾烈な競争に勝ち残り得る的確かつ迅速なマーケティング活動を展開し、顧客志向の高品質かつリーズナブルな製品を企画し開発することによる競争力強化を図るべく、以下の諸施策に粘り強く取り組んでまいります。

- ①ゴルフ参加人口の減少等による市場規模縮小の影響を乗り越えるべく、キャスコ(株)は、国内のゴルフ関連マーケットにおいて、『創業以来のこだわりを貫いた良品完成の「ものづくり」の精神を守りつつ、「楽しいゴルフ」を創造し続ける』との理念を具現化する魅力的な新製品を安定的かつ継続的に提供することで、持続的な売上向上を目指すとともに、広告宣伝をはじめとする有効かつ効果的なマーケティング展開によるブランド価値向上を図りつつ、利益率向上を目的とする大胆な製品改廃を含む製品展開の見直し及び販管費削減を推進してまいります。
- ②キャスコの海外事業に関しては、中国をはじめとする新興国景気が後退局面にある中で、各国マーケットの状況に関する適切な把握の下で、従来から取り組んでまいりました、大手販売店との取引拡大、直営店及び派遣販売員による販売網の充実を含めた営業活動の強化による、収益の底上げと安定化を図ってまいります。
- ③グローバルシャフト事業におきましては、製造拠点であるバングラデシュにおいて、賃金の政策的引き上げによるコスト増等が見られるものの、「チャイナ・プラスワン」の生産拠点として注目されつつある同国の豊富かつ依然として安価な労働力等の魅力を最大限に発揮すべく、OEM供給先による工場監査適合基準を満たす生産及び品質管理体制を構築することで、生産力強化並びにシャフト供給先拡大を図るとともに、継続的に取り組んでおりますPGA ツアー使用率向上のための諸施策、そして自社ブランドシャフトの継続的リニューアル等によって、長期的な視点から、USTMamiyaユーザーの拡大を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年 3月31日現在)

| 事業セグメント | 主 要 製 品 |
|-------------|--|
| 電 子 機 器 事 業 | パチンコ関連機器、小型自動券売機、紙幣搬送システム、紙幣識別機、薄膜厚計、遊技システム及び磁気カードシステムの設置・保守及び研究開発、全自動ロボット |
| ス ポ ー ツ 事 業 | ゴルフ関連用品、遮断桿、矢 (洋弓用) |

(注) 上記の他、不動産の貸借および管理に関する事業があります。

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年 3月31日現在)

1. 当社の主要な事業所

本社 (経営企画室・管理統括本部・電子事業統括本部・新規事業統括本部・スポーツ事業管理部)

東京都千代田区神田錦町三丁目18番地 マミヤビルディング

2. 主要な子会社の事業所

① マミヤ・オーピー・ネクオス株式会社 (電子機器事業)

本社・工場：埼玉県さいたま市

開発部：東京都千代田区

② エフ・エス株式会社 (電子機器事業)

東京都千代田区

③ キャスコ株式会社 (スポーツ事業)

本店・工場：香川県さぬき市

東京本社：東京都品川区

④ 株式会社ネクオス (その他の事業)

本社：埼玉県さいたま市

⑤ ユナイテッドスポーツテクノロジーズ・ホールディングス Inc. (スポーツ事業)

米国・デラウェア州ドーバー

⑥ ユーエスティ・マミヤ Inc. (スポーツ事業)

米国・テキサス州フォートワース

⑦ マミヤ・オーピー (バングラデシュ) Ltd. (スポーツ事業)

バングラデシュ・チッタゴン

(注) 1. エフ・エス㈱は、平成27年8月1日付で、東京都品川区から東京都千代田区に、本店を移転いたしました。

2. マミヤ・オーピー・ネクオス㈱は、平成28年9月に、埼玉県さいたま市から埼玉県飯能市に、本社及び工場を移転する予定です。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|--------|-------------|
| 電子機器事業 | 250名 | 26名減 |
| スポーツ事業 | 1,174名 | 25名減 |
| 合計 | 1,424名 | 51名減 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 62名 | 9名増 | 39.5歳 | 9.7年 |

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、当社から社外への出向者1名を除き、社外から当社への出向者41名を含みます。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ9名増加したのは、新卒採用・中途採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------------|
| 株式会社りそな銀行 | 1,684(1,684)百万円 |
| 株式会社新銀行東京 | 1,550 (－) |
| 株式会社足利銀行 | 628 (524) |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 641 (87) |
| 株式会社東京都民銀行 | 103 (87) |

- (注) () 内は、株式会社りそな銀行を幹事とするシンジケートローン契約により借入れた総額32億500万円の当期末残高であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成28年2月26日の取締役会において、電子機器事業の拠点集約によるコスト削減や業務効率改善等を目的として、埼玉県飯能市内に、事業所物件を取得することを決議し、平成28年4月5日に当該物件を取得いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 150,000,000株

② 発行済株式の総数 93,586,700株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式総数は平成27年3月末と比較し、105,000株増加しております。

③ 株主数 8,248名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------|-------------|--------|
| 株式会社データ・アート | 46,347,000株 | 49.52% |
| ジャパンネットワークシステム株式会社 | 1,904,000株 | 2.03% |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 846,204株 | 0.90% |
| エヌティーシーアカウンティングサービス株式会社 | 701,000株 | 0.74% |
| サクサ株式会社 | 650,000株 | 0.69% |
| 松井証券株式会社 | 591,000株 | 0.63% |
| ダイコク電機株式会社 | 500,000株 | 0.53% |
| 株式会社SBI証券 | 446,000株 | 0.47% |
| 豊田勝夫 | 430,000株 | 0.45% |
| 株式会社証券ジャパン | 358,000株 | 0.38% |

(注) 1. 持株比率は自己株式(9,231株)を控除して計算しております。

2. ジャパンネットワークシステム株式会社が所有する株式は、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しておりません。

3. 前記2.により、株式会社データ・アートは、「1. 企業集団の現況(3) 重要な親会社および子会社の状況①親会社の状況」(10頁)に記載の通り、当社の親会社に該当いたします。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年3月31日現在)

| 名称 | 発行 決議日 | 新株 予約権 の数 | 新株予約権の 目的となる 株式の 種類と数 | 新株予約権 の払込金額 | 新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 | 権利行使 期間 | 行使の 条件 | 保有状況 |
|--------------------|----------------|-----------------|--|---|---|--------------------------------------|--------------|--|
| | | | | | | | | 取締役 |
| 2011年 新株 予約権 | 平成23年 7月29日 | 199個 | 普通株式 199,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 新株予約権 1個当たり 73,000円 (1株当たり 73円) | 新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円) | 平成23年 8月16日から 平成53年 8月15日まで | 注 1, 2, 3 | 新株予約権の数34個 目的となる株式数 34,000株 保有者数 3人 |
| 2012年 新株 予約権 | 平成24年 7月27日 | 153個 | 普通株式 153,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 新株予約権 1個当たり 123,000円 (1株当たり 123円) | 新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円) | 平成24年 8月18日から 平成54年 8月17日まで | 注 1, 2, 3 | 新株予約権の数22個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 3人 |
| 2013年 新株 予約権 | 平成25年 7月26日 | 59個 | 普通株式 59,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 新株予約権 1個当たり 144,000円 (1株当たり 144円) | 新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円) | 平成25年 8月20日から 平成55年 8月19日まで | 注 1, 2, 3 | 新株予約権の数14個 目的となる株式数 14,000株 保有者数 2人 |
| 2014年 新株 予約権 | 平成26年 7月25日 | 68個 | 普通株式 68,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 新株予約権 1個当たり 195,000円 (1株当たり 195円) | 新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円) | 平成26年 8月19日から 平成56年 8月18日まで | 注 1, 2, 3 | 新株予約権の数27個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 3人 |
| 2015年 新株 予約権 | 平成27年 7月24日 | 62個 | 普通株式 62,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 新株予約権 1個当たり 143,000円 (1株当たり 143円) | 新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円) | 平成27年 8月21日から 平成57年 8月20日まで | 注 1, 2, 3 | 新株予約権の数62個 目的となる株式数 62,000株 保有者数 7人 |

- (注) 1. 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記の新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
2. 前記1. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、かかる新株予約権を行使することはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 鈴木 聡 | ユニテッドスポーツテクノロジーズ・ホールディングス Inc. 取締役 ユーエスティ・マミヤ Inc. 取締役 マミヤ・オービー（バングラデシュ）Ltd. 取締役 マミヤ・オービー・ネクス（株）代表取締役社長 エフ・エス（株）代表取締役社長 キャスコ（株）代表取締役会長 MJSソーラー（株）代表取締役社長 |
| 常務取締役 | 高橋 浩二 | 新規事業統括本部長兼スキャロボ事業部長 マミヤ・オービー・ネクス（株）取締役 ユニテッドスポーツテクノロジーズ・ホールディングス Inc. 取締役 ユーエスティ・マミヤ Inc. 取締役 （株）ネクス代表取締役社長 |
| 取締役 | 篠田 高德 | 電子事業統括本部長 エフ・エス（株）取締役 |
| 取締役 | 水谷 富士也 | 管理統括本部長兼経営企画室長 マミヤ・オービー・ネクス（株）取締役 キャスコ（株）取締役 |
| 取締役 | 須賀 敬亮 | キャスコ（株）専務取締役 マミヤ・オービー（バングラデシュ）Ltd. 取締役 |
| 取締役 | 峰島 重雄 | （株）データ・アート代表取締役社長 |
| 取締役 | 森田 啓文 | （株）データ・アート常務取締役 |
| 取締役 | 寺本 吉男 | 寺本法律会計事務所代表 |
| 常勤監査役 | 吉野 利彦 | |
| 監査役 | 関口 正夫 | （株）データ・アート代表取締役専務 （株）ゲームカード・ジョイコホールディングス取締役 キャスコ（株）監査役 |
| 監査役 | 渡邊 光治 | 渡邊光治税理士事務所代表 |

- (注) 1. 当社と当社の親会社である（株）データ・アートとの資本関係並びに当社と当社の連結対象子会社との資本関係及び取引関係については、「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社および子会社の状況」(10頁)に記載したとおりであります。
2. 取締役寺本吉男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役関口正夫氏及び渡邊光治氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役吉野利彦氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わり、財務部長、経理部長、管理本部副本部長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役関口正夫氏は、㈱データ・アートの管理本部長を務めるなど、長年にわたり経理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役関口正夫氏は、当社の親会社である㈱データ・アートの代表取締役専務を兼職しております。また同氏は、当社の子会社であるキャスコ㈱の監査役を兼職しております。
7. 監査役関口正夫氏は、㈱ゲームカード・ジョイコホールディングスの取締役を兼職しております。なお、当社は同社の株式を保有しており、同社の完全子会社である日本ゲームカード㈱は当社の主要な取引先に該当します。
8. 監査役渡邊光治氏は、国税庁において、横須賀税務署副署長、東京国税局査察部統括国税査察官、日本橋税務署長等を歴任し、現在は税理士事務所代表を務めるなど、税務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、取締役寺本吉男氏及び監査役渡邊光治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 代表取締役社長鈴木聡氏は、平成27年6月18日付でマミヤ・オーピー・ネクス㈱代表取締役社長、同年6月23日付でキャスコ㈱代表取締役会長、同年6月25日付でエフ・エス㈱代表取締役社長、そして同年6月26日付で当社代表取締役副社長から当社代表取締役社長に就任いたしました。なお、同氏は平成27年6月19日付で、ユナイテッドスポーツテクノロジー・ホールディングスInc. CEO及びユーエスティ・マミヤInc. CEOを退任し、また同年7月1日付で当社管理本部長を退任しております。
11. 常務取締役高橋浩二氏は、平成27年6月18日付で、マミヤ・オーピー・ネクス㈱取締役に就任し、また当社同年7月1日付組織改編に伴い、スキャロボ営業部長から新規事業統括本部長兼スキャロボ事業部長に就任しております。
12. 取締役篠田高德氏は、平成27年6月25日付でエフ・エス㈱取締役に就任し、また当社同年7月1日付組織改編に伴い、電子営業部長から電子事業統括本部長に就任しております。
13. 取締役水谷富士也氏は、平成27年8月12日付で、マミヤ・オーピー（バングラデシュ）Ltd. 取締役を退任し、また当社同年7月1日付組織改編に伴い、管理本部経営企画部長から管理統括本部長兼経営企画室長に就任しております。
14. 取締役須賀敬亮氏は、平成27年6月23日付で、キャスコ㈱専務取締役に就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|--------------------------------------|
| 矢崎 登 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 代表取締役社長 マミヤ・オーピー（バングラデシュ）Ltd. 取締役 |
| 山本和孝 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 常務取締役 |
| 鈴木 登 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 取締役兼監査室長 マミヤ・オーピー・ネクス㈱常務取締役 |
| 磯部圭一 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 取締役 |
| 松本忠雄 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 監査役 |

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|-----|------|-------|
| 取締役 | 12名 | 68百万円 |
| 監査役 | 4 | 20 |
| 合 計 | 16 | 89 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役4名および監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の当社役員の数人は、取締役8名および監査役3名であります。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度において取締役に付与した株式報酬型ストックオプションによる報酬額(8百万円)が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の臨時株主総会において年額2億500万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金の額

当社は、平成23年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に、以下の通り退職慰労金を支給しております。

- ・取締役4名に対し250万円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

「①取締役および監査役の状況」(18頁、19頁)に記載したとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況等

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 寺 本 吉 男 | 平成27年6月26日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回の全てに出席し、長年にわたる弁護士業務を通じて得た豊富な経験と専門的知識を活かし、適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 関 口 正 夫 | 当事業年度において開催された取締役会全13回、監査役会全14回のうち、取締役会に全回、監査役会に13回出席し、長年にわたるキャリアを有する財務・会計的立場から、業務執行の適正性の確保等に関し、適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 渡 邊 光 治 | 当事業年度において開催された取締役会全13回、監査役会全14回のうち、取締役会に12回、監査役会に13回出席し、国税庁勤務によって得た財務・会計及び税務全般にわたる豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ハ. 報酬等の総額

| | 人 数 | 報酬等の額 | 当社親会社または当該親会社の子会社(当社を除く)からの役員報酬等の額 |
|----------------------|-----|----------|------------------------------------|
| 社外取締役及び社外監査役の報酬等の総額等 | 3人 | 百万円 9 | 百万円 16 |

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 明治アーク監査法人

(注) 当社の会計監査人である明治監査法人は、平成28年1月4日付でアーク監査法人と合併し、名称を明治アーク監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の適用を前に、平成20年3月21日開催の取締役会において、内部統制・リスク管理システムの充実・強化を主たる目的としたコーポレート・ガバナンスに係る規程及び体制を決定し、同年4月1日より当該新体制の運用を開始いたしました。

①体制の整備

「経営理念」及び「経営目的」の下、「経営方針」及び「行動指針」並びに「倫理・行動規範」に由来し定款に立脚する、当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する根本規範として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本指針」を策定いたしました。当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの基本的枠組みは、この指針並びにこの指針に基づき策定された「内部統制原則」及び「リスク管理原則」の下で構築され、「内部統制・リスク管理委員会」が、当社取締役会の委任の下、これを統括し、定期的に関行される内部統制実務者会議が、監査室と連携して、その運用を担います。

②内部統制システムの整備に関する決定

マミヤ・オーピー株式会社（以下、「MOP」とする。）取締役会が、法令の定めに従い決議した「内部統制システムの整備に関する決定」の概要は、以下の通りです。

※平成27年5月1日改定

1. MOP及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理的規範の尊重を基礎とし、これを包含する法令等遵守（以下、「コンプライアンス」とする。）を業務遂行上の最重要課題のひとつと位置付け、その達成のため、取締役及び使用人その他の従業員（以下、「使用人等」とする。）に、法令、定款、社内規定等の遵守を徹底する旨を定めると共に、MOPグループにおけるコンプライアンスの取り組みが、「コーポレート・ガバナンスに関する基本指針」の下で内部統制・リスク管理委員会により統括される旨を定め、これに係る各組織の役割等、重要事実の管理と内部者取引の防止の取り組み、ヘルプラインの設置、コンプライアンス違反に対し厳正に対処する旨、そして、代表取締役直轄の監査室が、コンプライアンスを確保する体制の整備・運用状況について妥当性・有効性を評価し、その改善に向けての助言・提言及び指導・支援を行う旨、監査役及び監査役会が、株主の負託を受けた独立の機関として取締役及び使用人等の職務執行におけるコンプライアンス状況を監視・監督する旨、その他を定めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行（使用人等を用いたものを含む。）に係る情報の保存及び管理につき、管理部門長を責任者と定め、取締役会議事録、稟議書等の事業遂行に係る各種機密事項や個人情報を含む職務執行に係る重要情報他（電磁的記録を含む。）を正確かつ適切に記録し、法令定款及び社内諸規定等に従い、文書又は電磁的記録により、権限を有するものが容易に検索し閲覧できる状態で保存し管理する旨、そして同じく権限を有する者が、これらの情報を所定の手続きに従い閲覧できる旨、その他を定めています。

3. MOP及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険を、経営目的並びに事業計画の達成を阻害しMOPグループに損失をもたらす事象が発生する可能性（以下、「リスク」とする。）と定義し、コーポレート・ガバナンスに関する基本指針並びに内部統制原則及びリスク管理原則の下でリスク管理の全社的な体制を構築し、事業活動に係る多種多様な定量的・定性的なリスクを一元的に管理する旨、金融商品取引法の定める財務報告に係る内部統制及び反社会的勢力による経営活動への関与あるいは被害の防止に関する体制の整備及びその運用を、かかる全社的リスク管理体制の中に位置づける旨、事業継続に影響を及ぼす非常事態が発生した場合に危機管理委員会を設置する旨、取締役及び使用人等が規程に基づき付与された決裁権限の種類と範囲に従い業務を遂行し、これに伴うリスクを管理する旨、その他を定めております。

4. MOP及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会につき、実質的な討議を可能とする人数による取締役会を設置し、法令及び定款の定める事項につき迅速かつ適正に決定すると共に、取締役及び代表取締役社長の職務執行が、業務の効率性及び有効性の確保を含め適正に行われていることにつき監督する旨を定めるなど、取締役会をはじめとする各種組織・会議体（監査役会や監査室を含む。）、取締役の効率的な職務執行を支える組織体制及びその役割を定めると共に、決裁権限の明確化、経営計画の策定、情報システムの整備、その他を定めております。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のMOPへの報告に関する体制その他、MOPの親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における自律的経営を原則とした上で管理の責任者を設け、出資者としてのMOPの法的又は契約上の権利に基づき、経営状況の適切な把握、社内規程等の適切な整備・運用、親会社に対する報告の徹底、役員の選任解任等に関する適切な意思表示、等を通じて、子会社に対し適切な管理・監督を行う旨を定めると共に、リスク管理原則に基づき子会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、継続的な統制を行う他、子会社の役員及び使用人もMOPの内部通報制度を利用することを可能とし、子会社が、MOPと緊密なコミュニケーションと協力関係を保ちながらも、事業活動及び経営判断においてMOPからの独立性を確保すべき旨、その他を定めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人等を置くことが必要であると認めるとき、特定の者を指名して、監査室及び監査室以外の社内各部門に対して監査への協力を求める事ができる旨、監査役が指名した職務を補助すべき使用人等の異動、懲戒等については、その決定に先立ち監査役会と協議しなければならない旨、その他を定めております。

7. 子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者がMOPの監査役に報告をするための体制、その他取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が、経営に係る重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議及び協議体に出席し、稟議書その他社内の重要文書の回付を受けると共に、代表取締役社長、その他の取締役、管理部門長等との協議を定期的を実施し、必要な事項につき報告を求めることができる旨、そして取締役が、会社に著しい損害若しくは影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合の監査役への報告義務、使用人等が内部通報制度（ヘルプライン）等を通じ、監査役に報告・相談をすることができる旨、上記に定める監査役に対する報告をした者に対し不利な取扱いをした者に対して

は、就業規則に基づく懲戒処分を含め厳正に対処する旨、その他を定めています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

MOPは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる旨、を定めております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役が、監査役監査基準及び監査役監査規程を理解し監査役監査の重要性・有用性を十分認識すると共に、監査役監査を実効的ならしめるべく必要な環境整備を行う旨、その他を定めています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた「内部統制システムの整備に関する決定」に基づき、当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①平成27年5月に会社法及び会社法施行規則等が改正・施行されたこと等に伴い、内部統制システムの構築に関する基本方針を改定しております。
- ②取締役会を13回開催し、重要事項の決定等を行うとともに、取締役会をはじめとする各種会議体において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ③金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況に関する監査室による監査の結果、重要な不備はなく、内部統制は適正に運用されている旨の評価を得ております。
- ④監査室が内部監査計画に基づき、監査対象部門における内部統制システムの運用状況等の評価し、必要に応じ、その改善を指導するとともに、これら一連の取り組みについて、取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 14,795,267 | 流動負債 | 5,689,392 |
| 現金及び預金 | 8,061,917 | 支払手形及び買掛金 | 2,221,233 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,792,803 | 短期借入金 | 1,400,000 |
| 商品及び製品 | 1,458,811 | 1年内償還予定の社債 | 290,000 |
| 仕掛品 | 261,724 | 1年内返済予定の長期借入金 | 815,222 |
| 原材料及び貯蔵品 | 985,463 | 未払法人税等 | 248,081 |
| 繰延税金資産 | 55,153 | 賞与引当金 | 93,446 |
| その他 | 187,620 | その他 | 621,409 |
| 貸倒引当金 | △8,226 | 固定負債 | 5,214,356 |
| 固定資産 | 10,773,489 | 社債 | 940,000 |
| 有形固定資産 | 6,489,146 | 長期借入金 | 3,348,534 |
| 建物及び構築物 | 2,230,913 | 繰延税金負債 | 9,072 |
| 機械装置及び運搬具 | 308,038 | 役員退職慰労引当金 | 27,162 |
| 工具、器具及び備品 | 124,401 | 退職給付に係る負債 | 643,164 |
| 土地 | 3,583,811 | 資産除去債務 | 35,171 |
| リース資産 | 23,988 | その他 | 211,251 |
| 建設仮勘定 | 217,992 | 負債合計 | 10,903,749 |
| 無形固定資産 | 614,415 | (純資産の部) | |
| のれん | 412,940 | 株主資本 | 13,876,178 |
| その他 | 201,474 | 資本金 | 3,962,632 |
| 投資その他の資産 | 3,669,927 | 資本剰余金 | 3,885 |
| 投資有価証券 | 2,619,176 | 利益剰余金 | 10,026,212 |
| 長期貸付金 | 492,954 | 自己株式 | △116,551 |
| 繰延税金資産 | 267,115 | その他の包括利益累計額 | 725,199 |
| その他 | 364,276 | その他有価証券評価差額金 | 168,731 |
| 貸倒引当金 | △73,594 | 為替換算調整勘定 | 572,401 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △15,933 |
| | | 新株予約権 | 19,119 |
| | | 非支配株主持分 | 44,510 |
| | | 純資産合計 | 14,665,007 |
| 資産合計 | 25,568,756 | 負債・純資産合計 | 25,568,756 |

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 18,032,265 |
| 売 上 原 価 | | 12,305,722 |
| 売 上 総 利 益 | | 5,726,542 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,453,001 |
| 営 業 利 益 | | 1,273,541 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 39,643 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 124,189 | |
| そ の 他 | 60,119 | 223,952 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 104,339 | |
| 為 替 差 損 | 39,448 | |
| そ の 他 | 63,370 | 207,157 |
| 経 常 利 益 | | 1,290,336 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | 0 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 1,071 | |
| 減 損 損 失 | 355,557 | |
| そ の 他 | 6,940 | 363,570 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 926,765 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 430,927 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △42,299 | 388,627 |
| 当 期 純 利 益 | | 538,138 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | △4,781 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 542,920 |

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|-----------|-------|------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,958,747 | - | 9,822,604 | △24,974 | 13,756,377 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △466,637 | | △466,637 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 542,920 | | 542,920 |
| その他利益剰余金の増加 | | | 129,268 | | 129,268 |
| 新 株 の 発 行 | 3,885 | 3,885 | | | 7,770 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △1,461 | △1,461 |
| その他自己株式の増加 | | | | △114,927 | △114,927 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △1,943 | 24,812 | 22,869 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 3,885 | 3,885 | 203,608 | △91,577 | 119,800 |
| 当 期 末 残 高 | 3,962,632 | 3,885 | 10,026,212 | △116,551 | 13,876,178 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------|------------------|------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 189,464 | 525,566 | △22,813 | 692,217 | 39,535 | 47,168 | 14,535,297 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △466,637 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | | 542,920 |
| その他利益剰余金の増加 | | | | | | | 129,268 |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | | 7,770 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △1,461 |
| その他自己株式の増加 | | | | | | | △114,927 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | 22,869 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △20,732 | 46,835 | 6,879 | 32,982 | △20,416 | △2,657 | 9,908 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △20,732 | 46,835 | 6,879 | 32,982 | △20,416 | △2,657 | 129,709 |
| 当 期 末 残 高 | 168,731 | 572,401 | △15,933 | 725,199 | 19,119 | 44,510 | 14,665,007 |

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 8,825,014 | 流動負債 | 4,231,152 |
| 現金及び預金 | 5,704,745 | 支払手形 | 44,434 |
| 受取手形 | 463,731 | 買掛金 | 1,869,876 |
| 売掛金 | 1,957,739 | 短期借入金 | 1,400,000 |
| 商品及び製品 | 629,353 | 1年内償還予定の社債 | 40,000 |
| 材料及び貯蔵品 | 919 | 1年内返済予定の長期借入金 | 455,590 |
| 前払費用 | 29,613 | 未払金 | 68,595 |
| 繰延税金資産 | 19,601 | 未払法人税等 | 212,293 |
| 未収入金 | 6,136 | 賞与引当金 | 11,431 |
| その他 | 13,172 | その他の | 128,930 |
| | | 固定負債 | 3,554,939 |
| 固定資産 | 11,322,058 | 社債 | 940,000 |
| 有形固定資産 | 3,950,648 | 長期借入金 | 2,437,600 |
| 建築物 | 1,313,164 | 退職給付引当金 | 136,546 |
| 構築物 | 355 | その他の | 40,793 |
| 工具、器具及び備品 | 19,600 | | |
| 土地 | 2,474,551 | 負債合計 | 7,786,091 |
| 建設仮勘定 | 142,976 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 37,008 | 株主資本 | 12,173,130 |
| ソフトウェア | 35,906 | 資本金 | 3,962,632 |
| 電話加入権 | 1,101 | 資本剰余金 | 3,885 |
| 投資その他の資産 | 7,334,401 | 資本準備金 | 3,885 |
| 投資有価証券 | 719,690 | 利益剰余金 | 8,208,237 |
| 関係会社株式 | 5,001,054 | 利益準備金 | 205,236 |
| 長期貸付金 | 3,000 | その他利益剰余金 | 8,003,000 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,580,000 | 繰越利益剰余金 | 8,003,000 |
| 長期前払費用 | 1,147 | 自己株式 | △1,624 |
| 長期延滞債権 | 3,150 | 評価・換算差額等 | 168,731 |
| 繰延税金資産 | 116 | その他有価証券評価差額金 | 168,731 |
| その他の | 29,393 | 新株予約権 | 19,119 |
| 貸倒引当金 | △3,150 | | |
| | | 純資産合計 | 12,360,980 |
| 資産合計 | 20,147,072 | 負債・純資産合計 | 20,147,072 |

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 10,318,650 |
| 売 上 原 価 | | 8,206,722 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,111,927 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 932,593 |
| 営 業 利 益 | | 1,179,334 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 70,646 | |
| そ の 他 | 35,592 | 106,238 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 68,975 | |
| 為 替 差 損 | 8,842 | |
| そ の 他 | 42,715 | 120,534 |
| 経 常 利 益 | | 1,165,038 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | 0 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,165,038 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 350,614 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 28,017 | 378,632 |
| 当 期 純 利 益 | | 786,405 |

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|-------|-------------|---------|-------------------------|-------------|---------|------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 3,958,747 | - | - | 158,572 | 7,731,838 | 7,890,411 | △24,974 | 11,824,184 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 3,885 | 3,885 | 3,885 | | | | | 7,770 | |
| 剰余金の配当 | | | | | △466,637 | △466,637 | | △466,637 | |
| 当期純利益 | | | | | 786,405 | 786,405 | | 786,405 | |
| 利益準備金の積立 | | | | 46,663 | △46,663 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1,461 | △1,461 | |
| 自己株式の処分 | | | | | △1,943 | △1,943 | 24,812 | 22,869 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 3,885 | 3,885 | 3,885 | 46,663 | 271,162 | 317,825 | 23,350 | 348,945 | |
| 当期末残高 | 3,962,632 | 3,885 | 3,885 | 205,236 | 8,003,000 | 8,208,237 | △1,624 | 12,173,130 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 189,464 | 189,464 | 39,535 | 12,053,183 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 7,770 |
| 剰余金の配当 | | | | △466,637 |
| 当期純利益 | | | | 786,405 |
| 利益準備金の積立 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | △1,461 |
| 自己株式の処分 | | | | 22,869 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △20,732 | △20,732 | △20,416 | △41,148 |
| 当期変動額合計 | △20,732 | △20,732 | △20,416 | 307,797 |
| 当期末残高 | 168,731 | 168,731 | 19,119 | 12,360,980 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

マミヤ・オービー株式会社

取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 堀江清久 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マミヤ・オービー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マミヤ・オービー㈱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表(注8)の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年2月26日の取締役会において土地建物の取得を決議し平成28年4月5日に当該物件を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

マミヤ・オーピー株式会社

取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 堀江清久 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マミヤ・オーピー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表(注8)の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年2月26日の取締役会において土地建物の取得を決議し平成28年4月5日に当該物件を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月20日

マミヤ・オーピー株式会社 監査役会

常勤監査役 吉野利彦 ㊟
社外監査役 関口正夫 ㊟
社外監査役 渡邊光治 ㊟
以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えており、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第74期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は467,887,345円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標としております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更するとともに、併せて証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合(10株を1株に併合)を行なうものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合が効力を生じる日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、各株主様の議決権数についても変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を1億5,000万株から、1,500万株に変更するものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性及び流動性の向上を図るため、現行定款第7条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づく取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充を図るため、定款第7条に自己の株式の取得の規定を新設するものであります。
- (4) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第9条（単元未満株式についての権利）第4号および第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (5) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
- (6) 条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 規 定 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,500万株</u> とする。 |
| (新 設) | (自己の株式の取得) |
| | <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> |

| 現 行 規 定 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第9条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>本定款第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成28年6月29日開催の第74回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p> |

第4号議案 監査役1名選任の件

今般の会社法改正に伴い、監査役関口正夫氏は本総会の終結の時をもって社外監査役の要件を満たさないこととなり、会社法第335条第3項が定める当社の監査役会において必要となる2名以上の社外監査役の員数を欠くこととなることから、社外監査役1名の増員をすることといたしたく、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふ 氏 り が な 名 (生年月日) | 略 歴 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式の数 |
|---|--|-----------------|
| え と 衛 藤 重 徳 (昭和27年4月21日生) | 昭和47年5月 東京国税局入局 平成16年7月 蒲田税務署副署長就任 平成18年7月 東京国税局査察部統括国税査察官就任 平成21年7月 品川税務署長就任 平成23年4月 葛飾税務署長就任 平成25年8月 衛藤税理士事務所代表(現任) | 0株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 衛藤重徳氏は新任の社外監査役候補者であります。
 3. 衛藤重徳氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
 同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国税庁での勤務を通じて得られた、税務全般並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査に有効に活用していただけるものと期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 4. 社外監査役候補者衛藤重徳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 候補者衛藤重徳氏が社外監査役に就任した場合、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

| ふ 氏 り が な 名 (生年月日) | 略 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式の数 |
|---|--|-----------------|
| だ い もん 大 門 文 平 (昭和33年6月18日生) | 昭和58年4月 中央出版(株)入社 昭和62年4月 日商コンサルタント(株)入社 平成元年10月 コスモ・ハイテック・インターナショナル(株)(現 サン・コスモス(株))入社 平成20年4月 同社開発部長(現任) 平成23年5月 同社取締役就任(現任) | 0株 |

- (注) 1. 候補者大門文平氏は、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
2. 候補者大門文平氏はサン・コスモス(株)の取締役開発部長であり、同社は当社との間に取引関係があります。
3. 候補者大門文平氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
サン・コスモス(株)での勤務を通じて技術開発の経験が豊富であると共に、企業人としての見識も高く、その知識・経験等をメーカーである当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者大門文平氏は、平成22年6月29日に開催された第68回定時株主総会及びその後開催された定時株主総会において、当社の補欠監査役に選任されております。
5. 候補者大門文平氏が監査役に就任した場合、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

会場

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
テラススクエア3階「プレミアムガーデン」
TEL 03-3518-8870



交通のご案内

地下鉄都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」A9出口より徒歩2分